

公 示 日：2025 年 7 月 9 日（水）

調達管理番号：25a00278

国 名：ペルー

担 当 部 署：社会基盤部都市・地域開発グループ第一チーム

調 達 件 名：ペルー国リマカヤオ都市圏公共交通マスタープラン策定プロジェクト詳細計画策定調査（環境社会配慮）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：環境社会配慮
- （2）格 付：3 号
- （3）業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- （1）全体期間：2025 年 8 月下旬から 2025 年 10 月中旬
- （2）業務人月：1.20
- （3）業務日数：準備業務 現地業務 整理業務
5 日 15 日 9 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （1）簡易プロポーザル提出部数：1 部
- （2）見 積 書 提 出 部 数：1 部
- （3）提 出 期 限：2025 年 7 月 23 日（水）（12 時まで）
- （4）提 出 方 法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）
具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 8 月 1 日(金)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	環境社会配慮に係る各種調査（都市交通または公共交通に係る各種調査経験があることが望ましい）
対象国及び類似地域	中南米地域及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- （１） 参加資格のない社等：特になし
- （２） 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

現在、リマカヤオ首都圏における公共交通は、BRT（Bus Rapid Transit、通称 Metropolitano）と都市鉄道 1 号線が運行しているが、他にも 5 路線の都市鉄道計画があり、2 号線は 2025 年内の開通を目指して建設途上にある（2025 年 5 月時点で一部区間試運転中）。一方、3 号線・4 号線は F/S 調査（フィージビリティスタディ）終了後に事業実施者の選定プロセスが中断、5 号線・6 号線はコンセプトレベルに留まっており、深刻化する公共交通の容量不足への対応が急務の課題である。

このような背景の中、リマカヤオ都市交通機構（Autoridad de Transporte Urbano para Lima y Callao、以下、「ATU」という）は、米州開発銀行（IDB）支援の元、2042 年を目標年次とした「都市モビリティ計画」（Plan de Movilidad Urbana、以下「PMU」という）を策定中である。PMU はリマ市およびカヤオ市の都市開発計画を踏まえた戦略的な都市モビリティや交通マネジメントに関する長期計画であり、すべての交通手段（都市部における人と物資の移動に関するすべての交通手段と政策）を含む包括的な基本計画である。一方、人口増が続くリマカヤオ首都圏において、公共交通に関する課題（幹線システムの輸送力増強、複雑なフィーダー路線網、道路交通の混雑による路面公共交通システムの効率性低下等）はその重要性・緊急性が高く、これに対し、ATU は、公共交通システムに特化した詳細なマスタープランの必要性を認識している。

かかる状況を踏まえ、ペルー政府は、ATU を実施機関とし、リマカヤオ首都圏における将来ビジョンを見据えた公共交通の在り方を提示する “Transport Master Plan for Lima and Callao” の策定への支援を日本政府に要請した(2023 年)。

JICA は、リマカヤオ首都圏における公共交通に関する課題解決に向け、協力アプローチの検討を行うため、2024 年に「リマカヤオ都市圏において公共交通

シフトがもたらす気候変動緩和効果に係る情報収集・確認調査（公共交通システムの検討）」（以下、「基礎調査 1」という）および「リマカヤオ都市圏において公共交通シフトがもたらす気候変動緩和効果に係る情報収集・確認調査（気候変動対策）」（以下、「基礎調査 2」という）を開始した。

基礎調査 1 においては、ATU が PMU の策定にあたって作成した MTRES と呼ばれる交通需要予測モデルをレビューし、交通政策の分析に汎用的に用いることができるモデルに改良を行うこととしている。また、公共交通シフトがもたらす温室効果ガス（Greenhouse Gas、以下 GHG という）削減量の把握および継続的なモニタリング・報告・検証が可能となる算定手法（MRV（Measurement, Reporting and Verification））の検討を行うとともに、JICA のコベネフィット型気候変動対策に基づき、交通の円滑化・効率化と大気汚染および気候変動対策の両立に取り組むこととしている。

本マスタープランは、基礎調査 1 および 2 の成果を踏まえ、公共交通システムの問題・課題を把握し、将来予測や代替案評価を行い、当該システムのパフォーマンス向上と環境改善に効果的で持続性がある公共交通ネットワークおよび事業モデル（資金調達、運賃体系、行政当局と運輸事業者の役割分担等）について提案を行うものである。

なお、ペルーは、SDGs 目標とパリ協定達成のため、2030 年までの GHG 排出削減目標（Nationally Determined Contribution。以下、NDC という）を 20% から 30% に引き上げ（2020 年 12 月）¹、運輸部門においては 2030 年までに 108 万トンの CO₂ を削減することを公表しており、公共交通シフトによる GHG 排出削減への期待が高まっていることから、本マスタープランにおいては、従来の経済性、社会性、利便性等に加え、ペルー運輸セクターの NDC を意識することとし、現実的、且つ継続的・定期的にトラッキング・モニタリング可能な MRV システムの開発や、削減量等の算定手法の向上、SDGs を踏まえた将来シナリオ検討を行う。

このため、本詳細計画策定調査では、調査時点における先行調査の PMU、基礎調査 1 および 2 のレビューを行うとともに、関係諸機関の能力や役割分担を確認し、プロジェクトの実施体制を検討するための情報を分析整理した上で、PMU と本マスタープランの関係性を整理するとともに本マスタープランの内容を提案・協議するとともに、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

¹ <https://openknowledge.worldbank.org/entities/publication/60ed071c-c750-521e-9400-289b7cdf4de5>

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務（2025 年 8 月下旬～2025 年 8 月下旬）

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・既存マスタープラン・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査方針、スケジュール、面談先等、収集すべき情報を検討する。
- ② PMU や既存の開発計画画）、都市計画、交通計画、公共交通整備状況、他ドナーの動向について、環境社会配慮の観点から、情報収集および分析を行う。
- ③ 既存情報に基づき、環境社会配慮に関するステークホルダーを整理して、組織体制（構成、人員、予算）、能力等を事前に確認した上で、ヒアリング先を決定する。
- ④ ペルー側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英語）を作成する。作成にあたっては、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整を行い、作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。必要に応じて、質問票は JICA ペルー事務所を通じて事前配付を行うが、オンライン会議等でも事前に C/P 機関等にヒアリングを行い、現地業務の効率化を図る。
- ⑤ 現地調査で収集すべき情報・留意点を検討し、担当分野に係る詳細計画策定調査対処方針（案）及びペルー側関係機関に対する説明資料（案）を作成する。
- ⑥ 他の調査団員と協力し、担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）の目次構成及び 分担を検討する。
- ⑦ JICA がペルー政府と締結する M/M（Minutes of Meetings）、R/D（Record of Discussions）（案）の担当分野部分について作成に協力する。
- ⑧ 調査団内の打合せや対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務 (2025 年 8 月下旬～2025 年 9 月中旬)

- ① JICA ペルー事務所等との打合せに参加し、担当調査事項について説明する。
- ② ペルー側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。

ア) 要請背景・内容

- (a) 要請背景・内容について改めて情報確認、整理を行う。2023 年の要請時から時間が経過していることから、現状を踏まえた分析を行う。
- (b) 対象地域及びスコープについて、改めて意向を確認する。
- (c) 関係機関及び実施体制を確認する。

イ) ATU、運輸通信省、環境省、対象地域自治体をはじめとしたプロジェクトの実施・関係機関のほか、担当分野に関連する各組織の整理と現状分析を他の調査団員と協力して行う。

- (a) 関連する各組織の担当分野に関する所掌業務、組織体制、根拠法、部署別人数、人員の専門性、業務経験、実施能力、課題について情報収集する。
- (b) 関連する各組織の役割について、文献及びヒアリング結果等に基づき、各組織の能力評価とステークホルダー分析を行う。
- (c) 関連する各組織の予算規模、内訳について情報収集する。
- (d) 都市交通計画の実施に関し、関係機関間における協調のための委員会の有無、及び委員会がある場合にはその機能と稼働状況について確認を行う。

ウ) PMU 等の開発計画 (上位計画) や既存計画及び法令等

- (a) 都市開発、都市交通に関連する政策、PMU 等の開発計画 (上位計画) や各種計画において環境社会配慮の観点から、実施状況・進捗・課題を確認し分析する。
- (b) 環境社会配慮の観点から PMU 等の開発計画 (上位計画) や既存計画との整合性・課題を確認し分析する。

- (c) 担当分野に関する法令・条例・規則等を確認する。
- (d) 戦略的環境アセスメント、住民合意形成にかかる関連法制度、ガイドラインの有無、適用状況、実施上の課題等を確認し分析する。
- エ) 他の調査団員と協力し、基礎データ（人口・地形図・航空写真・衛星写真・温室効果ガス排出状況（ベースラインデータ）、社会経済状況）の収集を行う。環境社会配慮の観点から、かかるデータへの補足情報を収集する。
- オ) 環境社会配慮に係るペルー側の調査の経験、能力、体制、手法の確認を行う。PMUにおける調査実績を確認し分析する。
- カ) JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き（運輸交通）に準じ、運輸交通の観点からのジェンダー格差関連情報（実施機関・関係機関の職員男女比等を含む）に関する情報を収集・分析する。
- キ) 財務・資金調達
 - (a) PMU 等の開発計画（上位計画）との関連も踏まえ、民間投資、民間開発の現状、計画及び事業の動向、課題について情報収集・整理する。
- ク) 環境社会配慮に関し、現地業務に関し、現地再委託を請け負うことが可能な組織、業務実施単価に関する情報を収集する。
- ④ 以下の情報を収集し、現状の把握、課題の抽出、留意事項の整理、本プロジェクトの協力方針にかかる提言の取りまとめを担当分野の観点から行う。
 - ア) 今次都市交通マスタープランの策定に向けた調査項目、必要な期間、留意点、調査方法、合意形成等に関する提言を行う。
 - イ) 地域開発・都市計画と交通インフラ開発計画の整合性に鑑み、環境社会配慮およびジェンダーの観点からマスタープラン策定のための提言を行う。
 - ウ) リスクとなる事象（前提条件、外部条件、工程管理、コスト管理、総合的管理等）に関連する情報の整理を行う。
- ⑤ プロジェクトの活動に係る協議に参加し、支援する。具体的には以下のとおり。
 - ア) ペルー側からの意見について、環境社会配慮の観点からコメントし、論理的な結論が見出せるよう支援する。

イ) 本体事業で実施すべき活動をその実現性も踏まえ提言する。

- ⑥ 調査結果に基づき、JICA と先方機関との協議に同席し、担当分野について R/D 案を含む M/M 案の作成に協力する。また、プロジェクトの協力計画案、期間、実施体制などについて、担当分野に関する提言を取りまとめる。また、実施機関に対する R/D 案を含む M/M 案の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 現地調査結果について、担当分野にかかる要旨を JICA ペルー事務所、在ペルー日本大使館等に報告する。
- ⑧ 担当分野に係る収集資料リストを作成し、収集資料リストの取りまとめ作業に協力する。
- ⑨ 「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022 年 1 月公布)(以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という)に基づき、以下の調査を行う。
 - ア) 環境アセスメント制度、住民移転・用地取得に係る法制度概要の調査。
 - イ) 予備的スコーピングの実施及びそれに基づく環境社会配慮の TOR 案の作成。

(3) 整理業務(2025 年 9 月中旬～2025 年 10 月中旬)

- ① R/D 案(英文)、事業事前評価表案(和文)の担当分野関連部分を検討し、作成に協力する。
- ② 報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)を作成する。
- ④ 担当分野に関し、リスク管理チェックシート(※)の作成に係る必要情報の取り纏めに協力する。フォーマットは JICA から提供する。

※リスク管理チェックシートはプロジェクト実施の際に想定されるリスクを把握し、それに係る対応策を抽出することで、具体的なリスク回避・リスク軽減のアクションにつなげることを目的としている。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書(電子データ)

2025 年 10 月 10 日（金）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2025 年 8 月 31 日～9 月 14 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 都市交通戦略（JICA）

ウ) 協力企画（JICA）

エ) 交通計画（JICA が別途契約するコンサルタント）

オ) 環境社会配慮（本コンサルタント）

カ) 気候変動対策（JICA）

③ 便宜供与内容

JICA ペルー事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳傭上：あり
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供：なし

（２） 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部都市・地域開発グループ第一チームから配付しますので、imgge@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
依頼メール件名：「資料送付依頼_（調達管理番号）_（法人名）」

- ・「リマカヤオ都市圏において公共交通シフトがもたらす気候変動緩和効果に係る情報収集・確認調査（公共交通システムの検討）」プロGRESSレポート

- ・「リマカヤオ都市圏において公共交通シフトがもたらす気候変動緩和効果に係る情報収集・確認調査（気候変動対策）」プロGRESSレポート

- ・ PMU 報告書一式（西語）

- ② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

- ・「ペルー国 首都圏都市交通計画調査（フェーズ 1）最終報告書（2005）」

https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710_709_11798220.html

- ・「ペルー国 首都圏都市交通計画調査（F/S）最終報告書（2007）」

https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710_709_11847399.htm

- ・「ペルー国 首都圏都市交通情報収集・確認調査ファイナルレポート（2013）」

https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710_709_12087490.html

（３） その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求

めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ペルー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
- <https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上